## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

位代行が指直守に応る以来の争削計画音						
1	政策評価の対象とした	交際費課税の見直し				
	租税特別措置等の名称	(国税17·地方税19(自動連動))(法人税:義、法人事業税·法人住民税:義)				
2	要望の内容	交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。				
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課				
4	評価実施時期	平成 2 5 年 8 月				
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 29 年度(交際費課税の創設年度)				
		(最近の交際費割	<b>果税の主な改正事項)</b>			
			対象法人	損金算入限度額		
			資本金 5,000 万円超	全額損金不算入		
		昭和 57 年度	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)		
			1,000 万円以下	定額控除(400 万円)		
		平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入		
			5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 90%		
			1,000 万円以下	定額控除(400万円) × 90%		
			資本金 5,000 万円超	全額損金不算入		
		平成 10 年度	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%		
			1,000 万円以下	定額控除(400万円) × 80%		
		平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入		
		1 17% 17 71%	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%		
		平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入		
		1 10 10 11	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%		
				一人あたり 5,000 円以下の飲食		
		平成 18 年度	全法人	費(社内飲食費を除く)について、		
			,	一定の要件のもとで交際費の範		
				囲から除外		
		平成 21 年度	資本金1億円超	全額損金不算入		
		(経済危機対策)	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%		
		平成 25 年度	資本金1億円超	全額損金不算入		
			1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%		

_	·帝田 7 1 + 20	C E #0 88	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで		
6	6 適用又は延長期間		千成20年4月1日から千成20年3月31日よと   (平成26年度~平成27年度)		
7	必要性 政策目的		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等	及びその 根拠	法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済の活性化を図る。		
			交際費については、1990年代初頭の約6兆円から3兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。		
			こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下の経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるように、中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。		
			交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。		
			なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第 108 条において、平成 25 年度中に、交際費等の課税の在り方について、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することとし、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。		
		政策体系 における 政策目的 の位置付 け	基本目標 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推 進すること 施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等に より、生活衛生の向上、増進を図ること		
		達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》		
		及び測定 指標	本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長 軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果 実を享受する活力ある経済を実現し、業況判断DIの改善を目指す。		
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 業況判断DIの改善。具体的には、本税制措置の達成度を検討するため、「大企業製造業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)について、本税制措置導入前後の数値を比較分析することにより、政策効果を可視化する。		
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個々の法人企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与す ることで、企業活動を活性化させる 法人企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれ ることから、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要喚起な らびに我が国経済の活性化につながる		

8 有効性 等	適用数等	損金算入額(適用金額) 平成19年度 1,697,062百万円 平成20年度 1,614,455百万円 平成21年度 1,808,468百万円 平成21年度 1,760,028百万円 平成22年度 1,760,028百万円 平成23年度 1,726,708百万円 (出典)国税庁「会社標本調査」
		(山头)自1/2/1 女任孫不嗣臣」
	減収額	-
	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成28年3月) 交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、 企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑 化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発 生することが期待され、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。
		(出典)総務省「平成 17 年(2005 年)産業連関表」
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成28年3月) 日銀短観による全産業の業況判断DIは 2(平成25年6月)、中小企業の業況判断DIは 17.7(平成25年4~6月期)となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。
		(出所)日本銀行 「日銀短観(平成25年6月調査)」 中小企業庁「第132回中小企業景況調査」
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時~平成28年3月) 交際費課税の中小企業の特例措置により、飲食店営業を中心とした生
		活衛生関係営業の需要喚起ならびに我が国経済の活性化に寄与してお
		り、今般、本措置が拡充・延長されなかった場合には、経済を支える企
		業の活力が削がれることとなる。この際、今後の消費税の動向を睨んだ
		駆け込み需要の反動や購買力の低下等の影響にも考慮が必要である。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時~平成28年3月) 近年の経済対策としての交際課税の見直しは中小法人にとどまっていたが、交際費の減少の傾向は大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、大法人も含め、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。 (出典)総務省「平成17年(2005年)産業連関表」

^	相当性	租税特別	六阪弗神科制度については、白宝渓典的も前八歩次大芸徒が四宝とも
9		措置等に	交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害され
		よるべき	る傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度
	:	妥当性等	に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金 1 億円
			│ 超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈 │ │
			滞化を招く要因となってきた。
			こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本
			要望措置により見直すことで、新規顧客の開拓や販売促進の手段として
			の交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑化・活性化を図る。ま
			た、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることに
			より、マクロ経済への効果が期待できる。このため、本措置は租税特別
			措置によるべき制度である。
		他の支援	類似する他の支援措置は存在しない。
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担 地方公共	
		団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者の	見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7
			月とりまとめ公表)』において、
			(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し
			売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる
			(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経
			営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡
			に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。
			また、平成 25 年 7 月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問
			題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を
			   図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企
	!		業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。
11	***		-
	性		
12		前回の事前評価又は事で成24年8月	
	後評価の	)実施時期	

## 飲食店における消費拡大によって期待される経済波及効果

